

## 独立行政法人建築研究所契約監視委員会(第3回)の審議概要

### 1. 開催日及び場所

平成24年2月13日 主婦会館プラザエフ 3F会議室

### 2. 出席委員

松井委員 日本大学 教授 生産工学部長

高木委員 弁護士

神尾委員 独立行政法人建築研究所 監事

小松委員 独立行政法人建築研究所 監事

### 3. 概要

#### (1) 委員長の選任

独立行政法人建築研究所契約監視委員会設置運営要領(以下、「設置運営要領」という。)第2条第3項の規定により松井委員が委員長に選任された。

#### (2) 委員長代行の指名

設置運営要領第2条第4項の規定により神尾委員が委員長代行に指名された。

#### (3) 随意契約等見直し計画の実施状況について

平成22年6月に建築研究所が策定・公表した「随意契約等見直し計画」の達成に向けた取り組みについては適切に実施していると確認できる。

#### (4) 建築研究所の契約の点検、見直しについて

##### ①平成23年度分の競争性のない随意契約について

審議の結果、これらの契約は、真に合理的かつ理論的な理由で競争性のない随意契約となったもので、やむを得ないと判断できる。

##### ②平成22、23年度分の一者応札、一者応募について

「随意契約等見直し計画」を策定・公表し、その達成に向けた取り組みを実施しているところであるが、今回の契約監視委員会における審議を踏まえ、今後特に「一者応札・一者応募」については、以下の点について検討を行い、さらなる改善に努めること。

##### (ア) 準備期間の十分な確保について

法人自らが事後点検の結果講ずることとした措置にあるように人材派遣等で人員の手配が必要となる業務については、最低でも半月以上の準備期間を確保するよう検討すること。

##### (イ) 履行期間の十分な確保について

業務内容に対して履行期間が短いと思われる案件が見受けられるが、余裕をもった履行期間を設けるために早期発注等を検討すること。